

入 札 公 告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和 7 年 8 月 14 日

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 和田 雅弘

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 41

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事
- (2) 工事場所 伊万里労働基準監督署 伊万里市立花町大尾 1 8 9 1 - 6 4
- (3) 工事内容 仕様書等による
- (4) 履行期限 契約締結の翌日から令和 7 年 12 月 19 日（金）まで
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8 年度厚生労働省競争参加資格において、資格区分「建設工事」、工種区分「建築一式」または「建具」で「C」又は「D」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ①配置予定の監理技術者にあたっては、監理技術者資格認定証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであり、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - ②配置予定の主任技術者にあたっては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (6) 一般競争参加資格申込書及び一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に『厚生労働省大臣官房会計課長』から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生

労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間、(下記の⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

- (10) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札関係書類

- (1) 配布期間、場所及び方法

配布：本公告日から令和7年9月5日(金)までの開庁日 9時から17時まで

場所：佐賀第2合同庁舎4階(佐賀市駅前中央3丁目3番20号)

佐賀労働局総務部総務課(担当 会計第二係 安藤) 電話番号 0952-32-7155

仕様書等については、HP掲載とするため、ダウンロードした場合は入札関係書類受領書を提出すること。

- (2) 一般競争入札参加申込書等(証明書等)の提出方法

- ・電子調達システムにより令和7年9月5日(金)12時00分までに提出すること。
- ・紙入札の場合の提出 上記3(1)へ郵送(書留郵便に限る)又は持参すること。

提出期限 令和7年9月5日(金)12時00分

- (3) 入札書の提出方法

- ・電子調達システムにより令和7年9月9日(火)13時30分までに提出すること。
- ・紙入札の場合の提出 上記3(1)へ郵送(書留郵便に限る)又は持参すること。

提出期限 令和7年9月9日(火)14時00分

4 開札日時及び場所

開札日時 令和7年9月9日(火) 14時15分

開札場所 佐賀労働局 雇用均等室相談室2

佐賀第2合同庁舎6階(佐賀市駅前中央3丁目3番20号)

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

- (2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札説明書の「無効入札」に該当する入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定主任技術者等の確認

落札者決定後、工事請負関係届出書等により配置予定の主任技術者等の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は届出の差替えは認められない。

(7) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本告示に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。また、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(8) その他 詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

佐賀労働局

伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年8月14日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長 和田雅弘

3 工事概要

「仕様書」等のとおり

4 競争参加資格について

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格において、資格区分「建設工事」、工種区分「建築一式」または「建具」で「C」又は「D」等級に格付けされている者。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

①配置予定の監理技術者にあたっては、監理技術者資格認定証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであり、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

②配置予定の主任技術者にあたっては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(6) 一般競争参加資格申込書及び一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に『厚生労働省大臣官房会計課長』から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間、(下記の⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

各保険料のうち、⑤及び⑥については、当該年度当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合は前年度および前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合は当該年度および前年度について保険料の滞納がないこと。（分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る）

- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (10) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

5 一般競争入札参加申込書等（証明書等）の提出について

参加希望する者は、競争参加資格を有することを証明するために申込書及び資料を期限までに提出し、支出負担行為担当官から競争資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和7年9月5日（金）

(2) 提出書類及び方法

① 共通

提出書類：一般競争入札参加申込書、一般競争参加資格結果通知書（写）、直近2年間の社会保険、労働保険の保険料の納入が証明できる書類（領収書の写しで可）、誓約書、自己申告書。

② 電子調達システムによる場合

提出方法：電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。

③ 紙入札による場合

上記①の提出書類のほか、「電子調達システム案件の紙入札方式での参加について」（別紙1）

提出場所：佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第二係 安藤）

電話番号：0952-32-7155

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

※資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

※一旦受領した書類は返却しない。

※一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

※契約担当官は提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

6 入札書等の提出について

入札書に記載する金額は、当該仕様書の内容のすべてを履行するに当たって必要となる諸費用全てとする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするため、課税業者か免税業者かに関わらず、見積した金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うこと。

(1) 提出期限

① 電子調達システムによる場合

令和7年9月9日（火）13時30分

② 紙入札による場合

令和7年9月9日（火）14時00分

（2）提出書類及び提出方法

①電子調達システムによる場合

提出書類：入札金額内訳書 委任状（該当者のみ）

提出方法：入札金額は電子調達システムにより送信することとし、「入札金額内訳書」等については、PDF化したものを添付すること。

②紙入札による場合

提出書類：入札書及び入札金額内訳書 委任状（該当者のみ）

提出場所：佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第二係 安藤）

電話番号：0952-32-7155

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

※入札書には入札金額内訳書を添付（ホッチキス止め）の上、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長）「及び「令和 年 月 日開札〔入札案件名〕を記入すること。

※郵送（書留郵便）により提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「令和 年 月 日開札〔入札案件名〕の入札書在中の旨記載し、中封筒には上記と同様に氏名等を記入すること。

（3）代理人による入札

①代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。

②代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入した、入札書の提出期限までに「委任状」を提出すること。

③入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（4）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに成約したものとする。

7 入札の無効

次に各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 参加する資格を有しないものによる入札
- ② 当該競争入札について不正行為を行ったものによる入札
- ③ 書面による入札において記名を欠く入札

- ④ 入札書の金額及び記名について誤脱及び判読不可能なものがある入札
- ⑤ 入札金額の記載を訂正した入札
- ⑥ 入札書に単価、数量及び総額を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
- ⑦ 1人で2以上の入札をしたものによる入札
- ⑧ 代理人でその資格のない者による入札
- ⑨ 支出負担行為担当官が要求する書類等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者による入札
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反したものによる入札

8 入札の延期等

入札参加者及びこれに関連する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、または行おうとしていると認めるとき、また、入札条件の変更その他必要と認められるときは、入札を延期、若しくは取りやめることができる。

9 開札

(1) 開札の場所及び日時

開札日時 令和7年9月9日(火) 14時15分

開札場所 佐賀労働局 雇用均等室相談室2

佐賀第2合同庁舎6階(佐賀市駅前中央3丁目3番20号)

(2) 再度入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行う。

10 入札の辞退

- (1) 入札を辞退する時は入札執行前までに入札辞退届を支出負担行為担当官等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)にて提出する。
- (2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

11 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムにより通知するものとする。

12 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

13 代金の支払い

- (1) 当方による検査に合格しなければ代金は支払わない。
- (2) 代金の請求は、契約内容が全て履行された後、遅滞なく行うこと。
- (3) 請求書の宛名は「官署支出官佐賀労働局長」とし、振込先金融機関等を表示すること。
- (4) 当方の支払いは適正な請求書を受領後、40 日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

14 入札結果（契約情報）の公表

電子調達システムにより執行した案件については入札結果を落札者の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。

一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を佐賀労働局ホームページ等に公表する。

15 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683 (IP 電話等をご利用の場合 03-4332-7803)
- ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、6(2)に連絡すること。

仕 様 書

1 件名

伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事

2 工事場所

伊万里労働基準監督署 伊万里市立花町大尾 1 8 9 1 - 6 4

3 履行期限

契約締結の翌日から令和 7 年 12 月 19 日（金）まで

作業時間は原則として午前 8 時半から 17 時とする。

来庁者の利用に不都合が生じる場合など、執務に影響がある場合は閉庁日（土、日、祝日）に作業を実施すること。

具体的なスケジュールについては、現地担当者と打ち合わせの上、決定する。

4 工事内容（別紙特記仕様書参照）

- ・ 玄関庇軒天改修工事
- ・ 玄関庇防水改修工事
- ・ 玄関建具改修工事

5 留意事項

- （１） 金額には、工事に係る材料費（消耗品等含む）、運搬費、廃棄費、養生費、清掃費、諸経費一切の費用を含めること。
- （２） 原則見積のための現地調査を行うものとする。伊万里労働基準監督署 0955-23-4155 に連絡の上、同担当者（下記 6（１））の都合がつく開庁時間帯に訪問すること。
- （３） 受注者は、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うこと。費用は、受注者の負担とする。
- （４） 作業は、職員、来庁者の妨げとならないよう安全確保のための対策を講じること。また、近隣住民等の迷惑にならないよう言動・行動及び騒音等については充分配慮して行うこと。
- （５） 労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し行うこと。
- （６） 作業に必要となる場合、庁舎の電気及び水道の使用を許可する。
- （７） 施工に際しては、養生を十分に行い、片付け、清掃を励行すること。
- （８） 施工には、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）の内容を順守すること。
- （９） 工事に際して、建物及び工作物を破損、汚損したときには、速やかに請負者の責任において復旧すること。
- （１０） その他、本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するもの

とする。

6 担当

(1) 現地担当

伊万里労働基準監督署 監督・安衛課長 東嶋
伊万里市立花町大尾 1 8 9 1 - 6 4
電話 0955-23-4155

(2) 契約担当

佐賀労働局総務部総務課 会計第二係 安藤
佐賀市駅前中央 3 丁目 3-20
電話 0952-32-7155

7 代金の請求及び支払について

- (1) 当方の検査職員による検査に合格しなければ代金は支払わない。
- (2) 当局の支払いは、適法な請求書を受理後、40 日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。
- (3) 請求書の作成については、以下のとおりとすること。
宛名：官署支出官 佐賀労働局長
代金の振込先として請求書に次の事項を記載すること。
金融機関名、支店名、預貯金種別、口座番号、口座名（カナ、漢字）

8 その他

- (1) 施工完了の日から 2 年以内に発見された瑕疵に係る修理又は取替の諸費用は施工業者が負担すること。
- (2) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。
- (3) 落札者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 仕様書は概要を示すものであるため、主たる工事に基づき生じる付随工事等の本仕様書に記載のない事項は、現地での確認及び調査に基づき、入札日の前日までに必ず解決し、入札金額に反映させること。
- (5) 契約締結時には、下記の資料を提出すること。
 - ・工事着工届書（様式は任意） 1 部
 - ・仕様書に基づく工程表（様式は任意） 1 部
 - ・現場代理人等通知書及び経歴書 1 部
- (6) 工事完成時には、以下の資料を提出すること。
 - ・工事完了届（様式は任意） 1 部
 - ・施工前、施行中、施工後の各写真及び材料写真 1 部
 - ・その他、発注者が必要と認める書類
- (7) 再委託の要件については、別紙のとおりとする。

再委託についての要件

第1 再委託について

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)をふくむ。)に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 再委託する場合には、「再委託に係る承認申請書」を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。
- (4) 委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、すべての責任を負うものとする。
- (5) 委託業務の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、再委託者と約定しなければならない。

第2 再委託先の変更

落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託額が50万円未満の場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。

第3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ・受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
 - ・事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ・契約金額の変更のみの場合。
- (3) 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事

仕 様 書 図面目録

図面番号	図 面 名 称	縮 尺
A 1	表紙, 図面目録	—
A 2	改修工事特記仕様書（その 1）	—
A 3	改修工事特記仕様書（その 2）	—
A 4	改修工事特記仕様書（その 3）	—
A 5	改修工事特記仕様書（その 4）	—
A 6	付近見取図・位置図・工事概要	1/100
A 7	玄関廻り改修図（改修前）（改修後）	1/50, 10
A 1 0 0	仮設計画図（参考）	1/100

佐賀労働局

伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事			A 1 7
表紙, 図面目録			
佐賀労働局			

伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事

改修工事設計図

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

佐賀県伊万里市立花町1891-64

2. 敷地面積

1269.75㎡

3. 工事種目

(1) 事務庁舎 鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積：816.76㎡

(2) 改修内容

事務庁舎 玄関応軒天改修工事
玄関底防水改修工事
玄関建具改修工事

4. 指定部分

・有 ・無 対象部分（
指定部分工期 年 月 日

II. 建築改修工事仕様

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 4年版（以下「標準仕様書」という。）によるほか、下記仕様書等のうち、○を付けたものを適用する。

○建築工事標準詳細図（令和 4年版）（以下「標準詳細図」という。）
・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（ / ）図、機械設備工事の特記仕様書は（ / ）図による。

(3) 本特記仕様書の表記
1) 項目は、○ 印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、○ 印の付いたものを適用する。
○ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
5) ⊞ 印は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものとする。

(4) 本工事は諒解税務署庁舎としての機能を休止させることなく行うものであるため、次の条件により工程計画を立案提示し、監督職員の承認を得て着手・施工するものとし、請負業者の都合による施工は認めない。

(5) 記載内容以外については監督職員と協議の上施工すること。
1) 作業時間は原則として、午前8時30分から午後5時00分とする。
2) 著しい騒音が発生する、来庁者の利用に不都合が生じる場合等、執務に影響がある場合は閉庁日（土・日・祝日）作業を実施する事。
3) 上記時間外に作業実施の必要がある場合は事前に発注者へ承諾を受けて実施する事。
4) 作業員は工事関係者と解るように胸章等を着用する事。
5) 施行体制台帳を作成し、写しを提出する事。
6) 着工に先立ち、請負業者が施工計画書及び完成までの工程表を作成し、税務署の行事等との調整を行った上で、了解を得て施工する事。

(6) ウィークリースタンスの実施
本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行い、労働環境の改善に努め、取組内容については、以下に示す項目を参考として受発注間にて調整のうえ実施するものとする。
1) 月曜日は放債の期限日としない。
2) 金曜日は依頼しない。
3) 17時以降の打合せは行わない。

(7) 本工事は、令和6年3月22日付国会公報第37号ほか3課共同「覚醒工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」における、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。

章 項 目 特 記 事 項

1 各章共通通事項

○ 通用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
○風圧力
風速（Vo=34m/s）
地表面粗度区分（Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ）
○積雪荷重
平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表（35）

○ 施工条件

・施工順序 (1.3.5)[1.3.5]
(
○工事用車両の駐車場及び資機材の置き場所
○図示

○ 環境への配慮

(1.4.1)[1.4.1]

1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保溫材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエテルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-nブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

○ 材料の品質等

(1.4.2)[1.4.2]

1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承認を受ける。
3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承認を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合はこの限りでない。
① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③ 安定的な供給が可能であること。
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料

・石綿含有建材の調査

[1.5.1]

調査
※石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
費与資料（
・分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリンタイト、クロシドライト、トレモライト
サンプル数 1箇所あたり3サンプル
採取箇所
・図示による ・

・化学物質の濃度測定

(1.5.9)[1.7.9]

1) 施工完了後、引渡前に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、 エテルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。
2) 測定対象室及び測定箇所数等は下記による。
着工前の測定
・行う ・行わない
測定対象室
・図示による ・
測定箇所数
・図示による ・
3) 測定方法は、現場説明書による。
4) 測定結果の報告は、現場説明書による。

・埋設配管・配線および鉄筋調査

あと施工アンカー工事
6章および8章による
コア抜き、はつり工事等
※既存資料調査
・探査機（電磁波レーダー法又は電磁誘導法）による探査
配管 ・配線等の位置の墨出しを行う範囲
※図示による ・
・放射線透過試験
労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。
1) 作業主任者は、エクウス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。
3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。
4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けけるものの有無を確認する。
5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないよう措置を講ずる。
撮影枚数 枚
フィルムサイズ
コンクリート厚さ cm

2 仮設工事

○ 騒音・粉じん等の対策

[2.1.3]

・防音バネル
○防音シート
防音バネル等を取り付ける足場等の設置範囲
・図示による ・

○ 足場等

[2.2.1][表 2.2.1]

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。
外部足場
○設置する
(設置範囲 ・工事に必要な範囲 ・図示による ・)
・設置しない
防護シート
○設置する
(設置範囲 ・工事に必要な範囲 ・図示による ・)
・設置しない
内部足場
・設置する
(※脚立、足踏板等 ・)
・設置しない
○材料、撤去材等の運搬方法
種別(・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ○X種)
C種：利用可能なエレベーター (・図示による ・)
D種：利用可能な階段 (・図示による ・)

○ 既存部分の養生

[2.3.1]

養生方法等
○既存部分
養生方法（※ビニルシート、合板 ・)
○既存家具、既存設備等
養生方法（※ビニルシート等 ・)
・既存ブラインド、カーテン等
養生方法（・ビニルシート等 ・)
保管場所（・図示による ・)
・固定された備品、机、ロッカー等の移動
・図示による ・
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

・仮設間仕切り

[2.3.2][表 2.3.1]

仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所
・図示による ・
仮設間仕切りの種別と材質等

種別	仕上げ（厚さmm）	塗装	充填
・A種	・せつこうボード 種類(・) 厚さ(・ mm ※9.5mm)	・無し ・片面 ・	グラスウール 厚さ mm
・B種	・合板 材種(・) 厚さ(・ mm ※9mm)		
※C種	防火シート		

仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所
※木製	※合板張り程度	・無し ・	・ か所 ・ 図示による
・	・	・片面 ・	・ 図示による

3 防水改修工事

・ 施工数量調査

[1.6.2、3]

調査範囲
・図示による ・全周
調査方法
・図示による ・打診棒による（手の届く範囲）
既存部分の破壊を行った場合の補修方法
・図示による ・
調査報告書（提出部数 ・2部 ・ ）

○ 降雨等に対する養生方法（とい共）

[3.1.3]

※改修標準仕様書3.1.3(5)(7)～(9)による
・

○ 既存防水の処理

[3.1.4] [3.2.3、4、6]

既存保護層の撤去
・行う（範囲 ・図示による ・ ）
○行わない
既存防水層の撤去
・行う（範囲 ・図示による ・ ）
○行わない
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
・行う（・ M4S ・ M4AS1 ・ M4G ・ M4D1 ・ L4X）
・行わない

○ 既存下地の処理

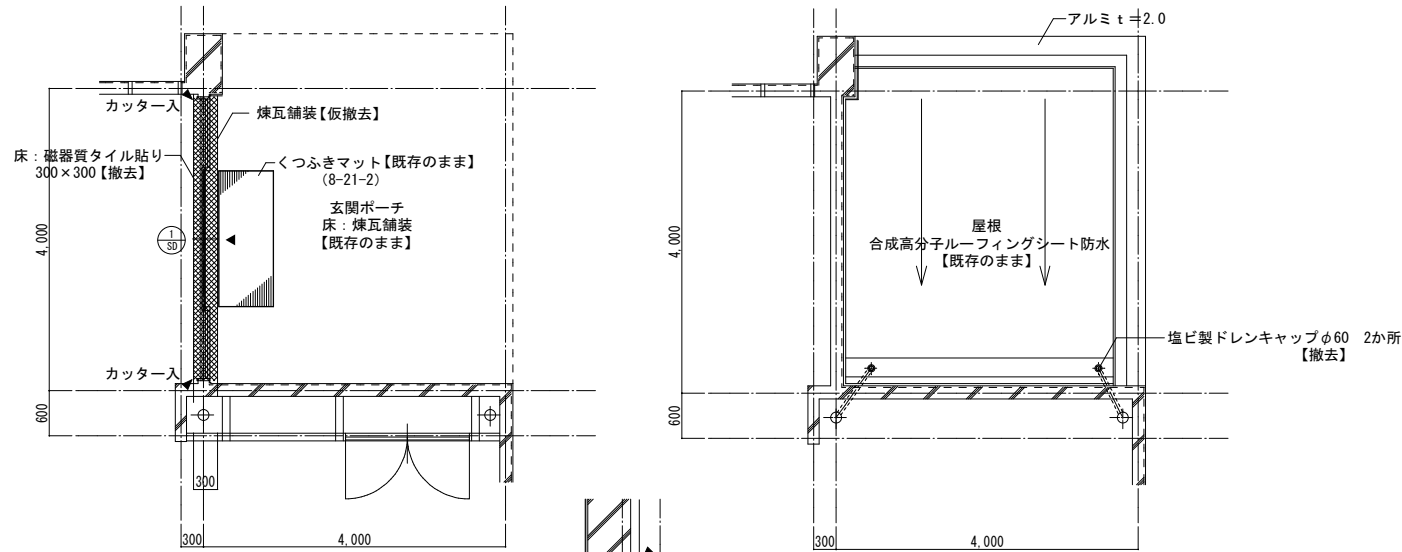
[3.2.6]

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等
○図示による ・
POS工法及びPOS1工法（機械的固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処置
※改修標準仕様書3.2.6(4)(f) g) ①～③による ・
設備機器架台、配管受部、バラベツト、貫通パイプ回り、手すり・丸壇の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理
※監督職員と協議する
・図示による

・ アスファルト防水

屋根基礎防水（既存） [3.3.2～5]
新設防水層の種類

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁
------	------	------	-------	----



平面詳細図 1/50

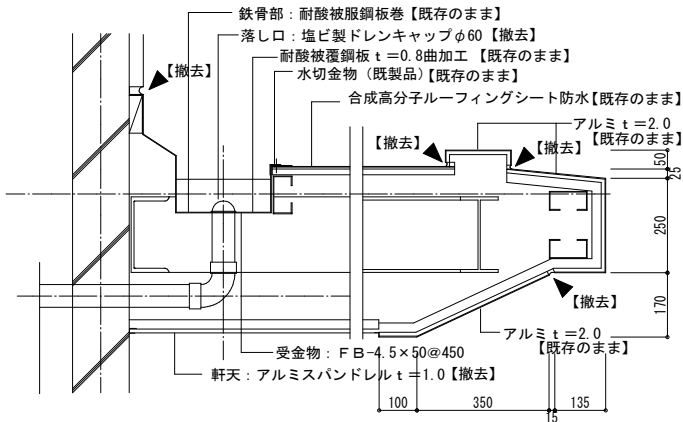
底屋根伏図 1/50

天井伏図 1/50

底伏図 1/50

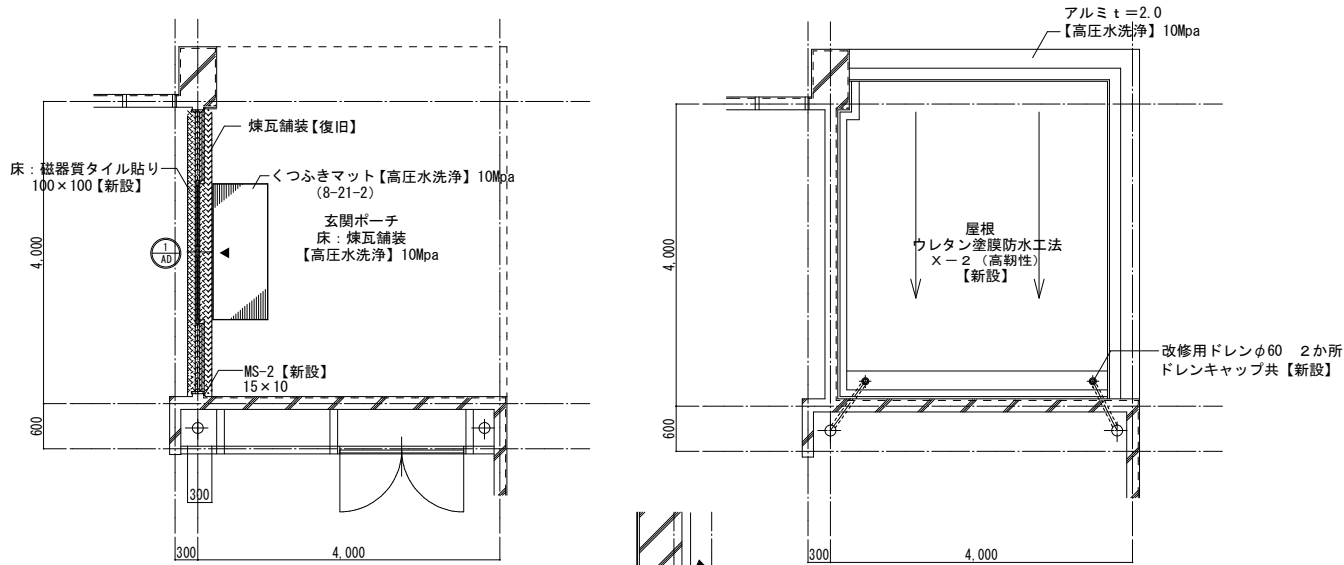
記号	数量	1 SD	【撤去】	1ヶ所
形状、寸法				
形式 見込	両開ドア 両袖 F I X 付			
材料 仕上	スチール SOP T D 8			

玄関建具図 1/50



底詳細図 1/10

鉄骨部：腐食有り



平面詳細図 1/50

底屋根伏図 1/50

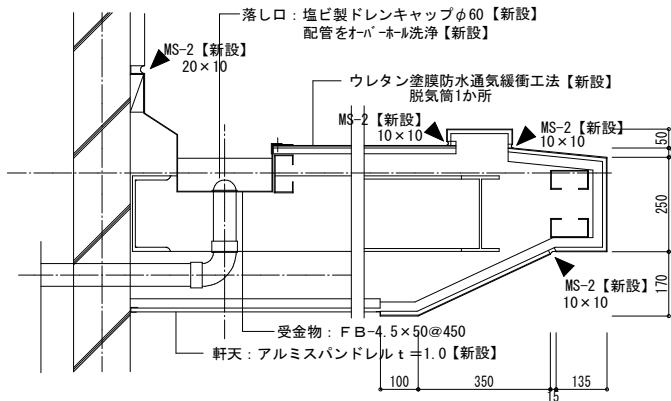
天井伏図 1/50

底伏図 1/50

鉄部：研ま後錆止めSOP塗装【新設】

記号	数量	1 AD	カバー工法【新設】	1ヶ所
形状、寸法				
形式 見込	両開ドア 両袖 F I X 付			
材料 仕上	A L 焼付塗装仕上 T 8			

玄関建具図 1/50



底詳細図 1/10

鉄骨部：腐食有り→研ま後錆止めSOP塗装【新設】

一般競争入札参加申込書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し競争入札に参加したく、下記により申込致します。

記

物件名 伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

- (1) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格（九州沖縄地域、建設工事）における等級
「建築一般」（ ）等級
「建具」（ ）等級
- (2) 仕様書に示す成果物等を支出負担行為担当官が指定する日時、場所に十分に納入することができる。
は い ・ いいえ
- (3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。
は い ・ いいえ
- (4) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中ではない。
は い ・ いいえ
- (5) 社会保険等(厚生年金保険・健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)・船員保険・国民年金・労働者災害補償保険、および雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。
は い ・ いいえ
- ※ (☐ : 口座振替利用 (年度 期分から利用している))
↑ 口座振替を利用している方は ☐ 欄 にチェックを入れて、カッコ内を記入してください
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者である。
は い ・ いいえ
- (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でない。
は い ・ いいえ
- (8) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をした者ではない。又、記載をしなかった者でない。
は い ・ いいえ
- (9) 入札説明書の交付を受けた者である。
は い ・ いいえ
- (10) 暴力団等に該当しない者である。
は い ・ いいえ
- (11) 入札業者情報 (※紙入札業者のみ記載)

1	事 業 所 名		
2	所 在 地		〒
3	代 表 者	氏 名	
4		役 職	
5		電話番号	
6		F A X 番号	
7	担 当 者	所属名称	
8		氏 名	
9		所属住所等	〒
10		電話番号	
11		F A X 番号	
12		メールアドレス (任意)	

※漏れがないように記載すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 殿

役 員 等 名 簿

法人名: _____

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	備 考
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	
	()	S 年 月 日 H	

(注) 法人の場合、本様式には登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

(別紙1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 和田 雅弘 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

政府電子調達（調達システム）案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事

2 調達システムでの参加ができない理由

入 札 書

¥

(消費税額を除く)

ただし、伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事として

物 件 名	規 格	数 量	単 価	金 額	消 費 税	計
「伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事」	仕様書	1 式		円		
	のとおり					
					円	
					円	
					円	
合 計				円		

(この金額を記載すること)

上記のとおり入札いたします。

※入札金額内訳書（別紙２－２）を添付してください。

令和 年 月 日

住所

氏 名

(代理人氏名)

支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 殿

(別紙3)

委 任 状

今般、都合により

を代理

人と定め、次の案件について下記の権限を委任します。

案件名「伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事」

権限内容 入札に関する一切の権限

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

(代理人氏名)

支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 殿

(別紙4)

入札辞退届

案件名：伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事

上記について、入札申込みをしましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号及び名称

代表者氏名

代 理 人

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 殿

入札金額内訳書

件 名	伊万里労働基準監督署玄関軒天修繕工事ほか建築改修工事	
工事概要		工事費用
玄関庇軒天改修工事		円
玄関庇防水改修工事		円
玄関建具改修工事		円
入札金額		円

- <注意> 1 上記金額には、消費税額及び地方消費税額を含めないでください。
- 2 入札金内訳書は必ず入札書に添付(同封)してください。(本様式は参考)
- 3 施設毎・作業内容(建物・建築設備)毎の内訳書も添付してください。(様式任意)
- 住 所
商 号 又は 名 称
代表取締役(又は代理人)